

平成 25 年 9 月 11 日

投資家の皆様へ

株式会社アイロムホールディングス
社長室

単元株制度導入とそれに伴う単元未満株式の買取・買増制度のご案内

平成 25 年 6 月 27 日に行われた第 16 回当社定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されたことに伴い、当社は平成 25 年 10 月 1 日より 100 株単元制度を導入することになりました。

また、同日をもって当社株式 1 株を 10 株とする株式分割を行います。従いまして、当社株式の売買単位は 100 株となりますので、平成 25 年 9 月 30 日現在で 10 株の整数倍に満たない株式を保有の投資家の皆様方におかれましては、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、単元未満株式（本日現在 10 株未満の株式）につきましては、証券市場で売買ができない、株主総会で議決権行使できない等の制限が出てまいります。

（※単元未満であっても、配当金は株式数に応じて配当されます）

当社では、このようなご不便を解消するために、単元未満株式の「買取」、または「買増」できる制度を平成 25 年 10 月 1 日より実施いたしますので、ご案内申し上げます。

ただし、**平成 25 年 9 月 25 日（水）（※）までに**、ご所有の株式が 10 株の整数倍になるように当社株式を売買された場合は、以下の対応は不要となります。

（※平成 25 年 9 月 30 日現在の株主名簿に反映されるためには、9 月 25 日までに売買する必要があります。各証券会社によりお取扱いが異なる場合がございますので、お取引の証券会社に詳細をご照会ください。）

1. 制度の概要

（1）買取制度

ご所有の単元未満株式を、当社が買い取る制度です。

（株主様がご所有の単元未満株式を売却する）

（例）平成 25 年 10 月 1 日以降に、当社株式を 10 株（現在 1 株）ご所有の場合、その 10 株を市場外で（証券会社等を経由して）当社が買い取る制度です。

（2）買増制度

ご所有の単元未満株式を 1 単元（100 株）になるように、当社に株式を買い増すことを請求する制度です。

（例）平成 25 年 10 月 1 日以降に、当社株式を 10 株（現在 1 株）ご所有の場合、90 株をご購入頂き、1 単元（100 株）にする制度です。

2. お手続きの方法

株式が記録されている口座によってお手続きの窓口が異なります。ご注意ください。

なお、当社への直接の請求ではございません。

(1) 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引口座のある証券会社にお問い合わせください。

なお、複数の証券会社に当社株式をご所有の株主様は、各証券会社にお問い合わせください。

(2) 特別口座に口座をお持ちの株主様

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部にお問い合わせください。

電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)

(土・日・祝日を除く 9:00~17:00)

3. 手数料 (買取・買増制度を利用した場合の手数料)

単元未満株式が 記録されている口座	当社に対する手数料	口座管理機関に対する手数料
証券会社の口座	無料	証券会社によって異なります。 お取引口座のある証券会社 にお問い合わせください。
特 別 口 座		無料

※特別口座に口座をお持ちの株主様は、買増制度を利用し単元株式に整理されても、特別口座のままでは市場での売却はできません。

証券会社の口座にお振替頂くことが必要となります。

詳しくは、みずほ信託銀行株式会社 証券代行部までお問い合わせください。

4. 注意事項

(1) 決算期 (3月31日)、中間決算期 (9月30日) または権利確定のために設けられる基準日の10営業日前の日から決算期、中間決算期または基準日までの間は、買増請求の受付を停止いたします。

(2) 当社が買増請求のために保有する自己株式数が不足する場合、買増請求のお取扱いができません。

(3) このご案内は、単元未満株式の買取請求または買増請求を強制するものではありません。請求に際しましては、株主様ご自身でご判断くださいますよう、お願い申し上げます。

(4) ご案内の内容は、予告無く変更する場合もございます。

あらかじめご了承ください。

以 上